

2023年2月1日

研究プラットフォーム運用開発部門 (MarE3)  
安全・品質管理グループ

## 航海中の新型コロナウイルス感染に対する MarE3 対応方針 (改5)

航海中の機構各船舶における、新型コロナウイルス感染に対する MarE3 の対応方針を 2023 年 2 月 1 日より以下の通りとする。本方針は、当該感染症に関する国内外の感染拡大状況や関係省庁からの情報に基づき適宜見直される。

### 1. 航海中に行うべきこと

- 毎日原則朝、全ての乗船者は検温結果や体調異常等を記録・報告し、特に以下に示す症状がみられた場合、所属長（研究者の場合は主席研究員／首席研究者）を通じて速やかに船長に報告しなければならない。
  - 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱（37.5℃以上）等の症状のいずれかがあった場合
  - 上記以外で発熱（37.5℃未満であっても平熱に比べ高い体温）や咳などの比較的軽い風邪の症状が続いた場合
  - 嗅覚・味覚障害が自覚された場合
- 航海中は手洗いなどの感染症対策を徹底する。マスク着用の詳細については最新の「航海中のマスク着用について」を参照のこと。
- 階段の手すり、ドアノブ、トイレや共有スペース等多くの人々が利用する場所における消毒を行い、消毒液の設置場所をすべての乗船者に周知する。
- 密閉、密集、密接となることを防ぐような施設の利用方法について船長と首席研究員／主席研究員の間で十分に検討し周知する（乗船研究者の立入自粛区域の設定、供食時の座席削減等）。
- 疲労の蓄積につながる恐れがある長時間の時間外労働等を可能な限り回避する。
- 物品・機器類、安全保護具等（例：作業用ヘルメット、ゴーグル、耳栓等）については複数人での共用をできる限り回避する。やむを得ない場合は、消毒を行う。
- 衛生管理者を含む新型コロナウイルス感染への対応者は、安全保護具の正しい着脱方法及び抗原検査キットの使用方法を事前に習得し、必要な安全保護具（使い捨て袖付き医療用エプロンやフェースシールド等）及び抗原検査キットを管理する（使用後の廃棄を含む）。

### 2. 航海中に新型コロナウイルス感染が疑われる人が発生した場合の対応

- 1. に示した報告すべき症状がみられた場合、まずは船長判断にて居室待機（1 人部屋を確保）とし、船長は陸上に状況を連絡・相談する。
- 船長は医療無線による相談に加え、陸上の医師による遠隔診察、医師の指示に基づいた船上における抗原検査、そして検査結果を踏まえた最終的な診断を受けさせる。船長は、この遠隔診断結果等を考慮に入れ、船舶運航を行う。
- 以下に掲げる条件を満たす場合は船長判断を踏まえて、航海を継続することができる。
  - 安全運航等に係る条件
    - ・感染が疑われる者の療養（隔離）による欠員が生じても、船舶の安全運航に支障がないことを確認できていること
    - ・感染が疑われる者を隔離できる個室を確保できること
  - その他スクリーニング検査の実施

- ・感染が疑われる者の発症日を0日目として、0日目・1日目・3日目・5日目に、この者を除く乗船者全員の抗原検査を実施する。この検査において、感染が疑われる者が追加で発生した場合、該当者に対して再検査を実施のうえ、医師の診断を仰ぐこと。
- ・上記、医師の診断により、感染が疑われる者が追加で認められ、船長により航海の続行が困難と判断された場合は、航海を中断し、緊急帰港（寄港）を行うこと。
- 遠隔診断結果等を考慮し日本に寄港する場合、寄港後速やかに原則 PCR 検査を実施する。船上におけるスクリーニング検査期間中に緊急帰港（寄港）した場合は、それ以降の検査は原則 PCR 検査を実施すること。帰港（寄港）後、乗船者への対応は医療機関や保健所等及び機構本部からの指示に従う。
- 遠隔診断に基づく医師の処方により、船舶に搭載している厚生労働省に承認された新型コロナウイルス経口治療薬を投与可能である。投与に先立ち、本治療薬に関する同意書への本人署名が必要となる。
- 遠隔診断結果等を考慮し外地の最寄港に寄港する場合、まず医療無線等により現地対応を確認する。その際に現地医療機関における対応が必要と判断されたら、最寄国の検疫所または救助調整センター（RCC）に連絡し、指示を受ける。以後、該当検疫所等の指示に従い、必要な措置を実施する。

### 3. 居室待機者等が発生した場合の本船の行動指針

#### (ア) 新型コロナウイルス感染症に対応可能な最寄港が日本の港にある場合

- 2. に示した遠隔診断結果等を考慮し、保健所等に相談する。指示があればそれに従い、必要に応じて航海を中断し回航を開始する。
  - 発症から4日以内に当該港に到着できる場合  
本船は回航準備あるいは回航を開始する。回航開始前までに時間的余裕がある場合、その間は航海を継続することは原則可能とする。
  - 発症から4日以内に当該港に到着できない場合  
本船は直ちに回航準備あるいは回航を開始する。
- いずれの場合においても、当該港到着前に症状が消失した場合は、航海を再開できる。待機対象者等は経過観察の上、症状消失から5日間再発がなければ遠隔診断結果を考慮して MarE3 と相談の上、居室待機を解除する。

#### (イ) 新型コロナウイルス感染症に対応可能な最寄港が外地にある場合

- 2. に示した診断結果等を考慮し最寄国の検疫所または救助調整センター（RCC）の指示に従う。以後、該当検疫所等の指示に従い、必要に応じて回航を開始する。なお、航路近辺の新型コロナウイルス感染症に対応可能な港については、出港前に確認しておく。
- 外地での寄港時においては、乗組員を含む全ての乗船者は、感染予防の見地から上陸（外出）を可能な限り控える。やむを得ず上陸する場合は、感染予防策を徹底する。

以上